

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成19年度決算に基づく財政健全化判断比率ならびに資金不足比率を公表します。

1 財政健全化判断比率

下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っている。

	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.21%
連結実質赤字比率	—	18.21%
実質公債費比率	12.20%	25.00%
将来負担比率	7.90%	350.00%

※早期健全化基準

財政健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政状況はイエロカードである「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。

2 公営企業の資金不足比率

下表のとおり、資金不足を生じた公営企業はありません。

	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
下水道事業特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%

※経営健全化基準

各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

3 財政健全化法の概要について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対して公表することが義務付けられました。

これまでの、普通会計(地方公共団体本体の会計)のみの財政指標では、特別会計や第3セクターにおいて、いくら累積赤字があっても財政再建団体とはならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。今回の財政健全化法では、特別会計や第3セクターも併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

4 各指標の説明

(1) 実質赤字比率(単年度指標)

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の普通会計の赤字額を町税等の財源の規模と比較して財政運営の深刻度を示しています。本町は黒字であり、数値は計上されませんでした。

(2) 連結実質赤字比率(単年度指標)

特別会計や第3セクターを含むすべての会計の赤字と黒字を合算して、その地方公共団体全体の資金の不足の程度を把握するため、町税等の財源の規模と比較して財政運営の深刻度を示しています。本町は黒字であり、数値は計上されませんでした。

(3) 実質公債費比率(3カ年平均)

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示しています。

本町は、3カ年平均で12.2%で早期健全化基準の25%を下回っており、単年度数値もH17-12.8% H18-12.2%、H19-11.6%と年々改善されています。

(4) 将来負担比率(ストック指標)

地方公共団体の借入金(町債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

本町は、第3セクターや公社がないため、7.9%と早期健全化基準の350%を大きく下回っており、全国的にも低い比率となっており、財政難による早急な公共料金の値上げ等が必要な状況にはなっていません。

(5) 資金不足比率(単年度指標)

公営企業(農業集落排水事業、下水道事業、水道事業)の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻化を示しています。本町の公営企業はすべて黒字であり、資金不足を生じた公営企業はなく、数値は計上されませんでした。

5 各比率の算定式(単位：千円)

(1) 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質赤字額(A)}}{\text{標準財政規模(B)}}$$

A：普通会計(一般会計、土地特会、駅前特会)の実質収支(赤字)額

B：人口、面積等から算定する標準的な一般財源の規模
(標準収入額等+臨時財政対策債発行可能額)

$$7.67\% = \frac{829,934}{10,487,154 + 321,418}$$

(0以上となり黒字のため実質赤字比率は「-」表示となる)

(2) 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(A)}}{\text{標準財政規模(B)}}$$

A : ①～⑦の合計額

- ①普通会計(一般会計、土地特会、駅前特会)の実質収支(赤字)額
- ②公営事業(国保特会)の実質収支(赤字)額
- ③公営事業(老健特会)の実質収支(赤字)額
- ④公営事業(介護特会)の実質収支(赤字)額
- ⑤公営企業(集排特会)の資金不足(赤字)額
- ⑥公営企業(下水特会)の資金不足(赤字)額
- ⑦公営企業(水道会計)の資金不足(赤字)額

B : 前述と同じ

$$23.05\% = \frac{829,934 + 53,230 + 4,632 + 24,459 + 7,839 + 10,015 + 1,561,569}{10,487,154 + 321,418}$$

(0以上となり黒字のため連結実質赤字比率は「-」表示となる)

(3) 実質公債費比率(3カ年平均)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{公債費等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模(E)} - \text{公債費等に係る基準財政需要額算入額(D)}}$$

A : 普通会計公債費

B : 公営企業地方債充当繰入金及び公債費に準ずる債務負担行為

C : 町営住宅使用料(公債費充当分除く)及び都市計画事業の地方債への都市計画税充当額

D : 普通交付税の算定において、公債費として基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E : 前述と同じ

※H19計算式

$$11.60\% = \frac{(1,492,778 + 491,475 + 6,769) - (5,359 + 107,366 + 707,900)}{(10,487,154 + 321,418) - 707,900}$$

※3カ年平均

$$12.20\% = \frac{12.8(\text{H17}) + 12.2(\text{H18}) + 11.6(\text{H19})}{3}$$

(4) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{公債費等に係る基準財政需要額算入額(D)}}$$

A : ①～③の合計額

①普通会計の平成19年度末地方債現在高

②公営企業債の償還財源に充当する一般会計からの繰入見込額

③退職手当支給予定額(全職員分)

B : ④～⑥の合計額

④積立基金(全額)

⑤都市計画事業の地方債への特定財源充当見込額

⑥地方債現在高に係る、今後地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の公債費

C、D : 前述と同じ

$$7.90\% = \frac{(7,921,689 + 6,438,243 + 994,470) - (4,615,552 + 1,738,791 + 8,197,340)}{(10,487,154 + 321,418) - 707,900}$$

(5) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(A)}}{\text{事業の規模(B)}}$$

<農業集落排水事業特別会計>

A : 歳出額－歳入額

B : 営業収益額－受託工事収益額

$$\Delta 8.6\% = \frac{342,566 - 350,405}{90,727}$$

(歳入の方が多く0以下となり資金不足比率は「－」表示となる)

<下水道事業特別会計>

A、B : 集落排水と同じ

$$\Delta 6.0\% = \frac{897,381 - 907,396}{165,989}$$

(歳入の方が多く0以下となり資金不足比率は「－」表示となる)

<水道事業会計>

A : 流動負債－流動資産

B : 営業収益額－受託工事収益額

$$\Delta 237.1\% = \frac{159,176 - 1,720,745}{658,484}$$

(資産の方が多く0以下となり資金不足比率は「－」表示となる)